

委託業務特記仕様書（令和4年5月1日以降適用）

（共通仕様書の適用）

第1条 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。

2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとす。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

（共通仕様書の変更・追加事項）

第2条 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

（徳島県HP）：「委託業務共通仕様書について」

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099>

（共通仕様書の読み替え）

第3条 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

（成績評定の選択制（試行））

第4条 当初業務委託料（税込み）が100万円を超え500万円未満の土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「委託業務（土木）における成績評定の選択制の取扱い（試行）」を適用する。

2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（土木）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。

3 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が100万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務（土木）における成績評定の選択制の取扱い（試行）

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2005100400079/>

（ウィークリースタンス）

第5条 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組みなければならない。

（1）ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）

（2）マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）

（3）フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）

2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。

3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。

4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。

5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

(業務スケジュール管理表)

第6条 本業務は、円滑な業務の実施と品質の向上を図るために、受発注者の役割分担の明確化と懸案事項や業務スケジュールを共有する、業務スケジュール管理表を作成しなければならない。

2 受注者は、業務スケジュール管理表を初回打合せ後速やかに提出するものとし、中間打合せ時等、必要に応じて修正をするものとする。

(Web会議【発注者指定型】)

第7条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web会議（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

2 Web会議は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

(本業務の特記仕様事項)

第8条 本業務における特記仕様事項は、次のとおりとする。

(業務の目的)

第9条 「水防情報伝達システム」で収集される河川の水位や雨量等のデータは無線機器を介して送信されているが、設備については、設置から長年経過し、データの欠測等不具合も確認され、更新が必要となっている。これに伴い、無線規格を現状の国電通仕21号から54号のテレメータ装置に改良することで情報が短時間で収集でき、よりリアルタイムに近い情報提供が可能となるため、無線規格を移行するとともに、老朽化している機器の更新を含めた工事を実施するために必要な設計を行うものである。

(業務対象箇所)

第10条 本業務における対象箇所は、別添のとおりとする。

(技術基準等)

第11条 本業務で使用する技術基準等は、共通仕様書に定めるもののほか、以下のとおりとする。

- (1) 土木工事共通仕様書(徳島県)
- (2) 国電通仕第21号 テレメータ装置標準仕様書(国土交通省)
- (3) 国電通仕第54号 テレメータ装置標準仕様書(国土交通省)
- (4) 河川法及び関連法規(国土交通省)
- (5) 河川管理施設等構造令及び同令施行規則(国土交通省)
- (6) 日本工業規格(JIS)
- (7) 電気工事標準仕様書及び工事標準図(建設大臣官房長官庁営繕部)
- (8) 電波法
- (9) 電波法関係審査基準(財団法人電気通信振興会)
- (10) その他関連規格基準

(業務内容)

第12条 本業務における業務内容は、次のとおりとする。

2 計画準備

業務計画書を作成し、監督員と協議を行うものとする。

3 事前検討

現地踏査及び資料（保守点検資料等）収集

業務範囲に関連する各設備について十分に調査を行い、現地踏査は次の内容を実施すること。

- ・設置箇所の状況確認（空中線高、周囲の状況等を含む詳細状況）
- ・電波伝搬調査（1箇所程度選定し実施）

4 設備内容の検討

各設備の機器構成、機器仕様及び施工要領について検討する。

5 設計図書の作成

各設備の更新内容の検討結果に基づき、工事発注に必要な設計図書を作成する。

(1) 仕様書等の作成

設備更新に必要な機器及び材料の仕様並びに施工要領等について整理し、仕様書、施工計画書等を作成する。

(2) 設計図の作成

仕様書、施工計画書等に基づき、以下のとおり設計図を作成する。

その他、工事を発注する上で必要と思われる図面についても作成すること。

- ・位置図
- ・平面図
- ・システム系統図
- ・機器構成図
- ・機器配置図
- ・機器外形図
- ・機器据付図
- ・配管配線図

(3) 数量計算書等の作成

設備更新に必要な機器及び材料の数量を集計し、数量計算書等を作成する。撤去工についても同様とすること。

また、作成した数量計算書等をもとに各設備の概算工事費を算出すること。

6 照査

検討条件の決定に際し、現地状況及び基礎情報を収集、反映させるものとし、検討方法及び検討手法が適切であるかの照査を行う。

設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。施工時の安全性についても考慮し、基準との整合を図る。

特に、構造物等の取り扱いについては十分考慮し、整合性の照査を行う。

7 報告書作成

業務内容を取りまとめて報告書を作成すること。

また、設備更新全般に関して提案があれば報告書の中に提案書として織り込むこと。

8 打合せ協議

打合せ協議は、業務着手時、中間打合せ1回及び業務完了報告時の合計3回行うものとする。

9 成果品

成果品は、報告書(A4版) 2部、電子媒体(CD-R 正・副各1部) 2部とする。

10 その他

本仕様書に記載のない事項及び内容に疑義が生じた場合は、速やかに監督員と協議を行い、監督員の指示に従うこと。

水防テレメータ施設設置場所

中継局	
三好中継局	徳島県三好市池田町大字佐馬路馬場816-4 徳島県三好中継局内
竜王中継局	徳島県美馬市美馬町字入倉813-46 徳島県竜王中継局内
観測局	
美馬庁舎	徳島県美馬市脇町大字猪尻字建神社下南73(3F) 美馬庁舎雨量観測局
加茂	徳島県三好郡東みよし町加茂1621-2 92-62 加茂雨量・水位観測局
穴吹	徳島県美馬市穴吹町穴吹字市ノ下8-2 穴吹水位観測局
井ノ内谷	徳島県三好市井川町垢鉢6150-4 井ノ内水位観測局
馬路	徳島県三好市池田町馬路字陰ノ前8-3 馬路水位観測局
口山	徳島県美馬市穴吹町口山字丸山450番地先 口山水位観測局
貞光	徳島県美馬郡つるぎ町貞光字前田53-14 貞光水位観測局
棚田	徳島県美馬市脇町字西赤谷2255-18番地先 棚田水位観測局
半田	徳島県美馬郡つるぎ町半田字田井202 半田水位観測局

11箇所

水防情報伝達システム回線系統図

